

大分県立看護科学大学職業紹介業務運営規程

平成18年 4月 1日
規程第 74 号

(目的)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学（以下「大学」という。）の在学学生及び卒業後1年以内の卒業生（以下「学生」という。）に対する職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第33条の2の規定に基づく無料職業紹介事業について定めることにより、学生の適性、能力及び技能等にふさわしい就職の促進を図ることを目的とする。

(担当組織)

第2条 学長の行う職業紹介業務を担当するため、就職支援委員会を設置する。
2 就職支援委員会は、学長の選任した大学の教職員で構成する。

(求人の受理)

第3条 学長は、求人の申込みをすべて受理する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、申込みを受理しないことができる。なお、不受理の場合は求人者にその理由を説明するものとする。

- (1) 申込みの内容が労働基準法及び労働安全衛生法等の法令に違反する場合
- (2) 申込みの内容である賃金、労働時間及びその他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當であると認める場合
- (3) 求人者が、法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しない場合

- 2 求人者は、所定の求人票（第1号様式）に記入して求人の申込みを行うものとする。
- 3 求人者は、求人の申込みに当たり、従事すべき業務の内容、賃金、労働時間及びその他の労働条件を所定の求人票に明示するものとする。

(求職の受理)

第4条 学長は、学生の求職の申込みをすべて受理する。ただし、申込みの内容が労働基準法及び労働安全衛生法等の法令に違反する場合は、申込みを受理しないことができる。なお、不受理の場合はその理由を説明するものとする。

- 2 学生は、所定の求職票（第2号様式）に記入して求職の申込みを行うものとする。

(求人への提示)

第5条 求人内容の学生に対する提示は、職業別及び地域別に分類のうえ、求人票によって行うものとする。

- 2 学長は、労働者の保護及び就職後におけるトラブルを防止する等のために、労働条件を詳細に学生に伝えるものとする。

(職業相談)

第6条 学長は、学生に自己理解を深めさせるとともに求人状況等を正しく認識させ、もって円滑な就職活動を促進するために、職業相談を実施するものとする。

(幹旋)

第7条 学長は、学生に対してその適性と能力に適合する職業に就く機会を提供するとともに、求人者に対してその必要とする労働力を紹介することにより、学生と求人者との間における雇用関係の成立を斡旋するものとする。

2 学長は、求人者に学生を紹介する場合は、学生に推薦書を交付することができるものとする。

3 学長は、紹介した学生の採否の結果は、求人者及び学生双方から報告を求めるものとする。

4 学長は、公正な労働関係の維持を図るため、労働争議の場合は学生を紹介しない等、労使に対して中立の立場を保つものとする。

(就職後の指導)

第8条 学長は、就職者のうち特に必要のある者に対しては、職場適応の促進指導を行うこととする。

(報告)

第9条 学長は、職業紹介状況に係る事項について、大分公共職業安定所長の指示に基づき報告するものとする。

(届出)

第10条 学長は、本事業の廃止及び変更届出事由が生じた場合は、すみやかに大分公共職業安定所に届け出るものとする。

(法の遵守)

第11条 学長は、法を遵守するとともに、法に基づく命令及び通達に従って事業を運営するものとする。

(秘密の厳守)

第12条 本業務に従事する者は、職業紹介に関して知り得た学生又は求人者の個人情報は全て秘密とし、これを他に洩らしてはならない。

(均等待遇)

第13条 学長は、本事業の実施に当たり、学生又は求人者に対して、労働能力以外の理由、すなわち人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業及び労働組合の組合員であること等により、取扱いを一切差別しないものとする。

(その他)

第14条 その他職業紹介業務に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。